



項目	内容	備考
(3) 事業年度受託 売買代金割額 の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度受託売買代金割額</li> <li>事業年度受託売買代金区分 金額</li> <li>300 億円未満の場合 5 万円</li> <li>300 億円以上 5 兆円未満の 場合 10 万円</li> <li>5 兆円 " 10 兆円 " 15 万円</li> <li>10 兆円 " 15 兆円 " 20 万円</li> <li>15 兆円 " 20 兆円 " 30 万円</li> <li>20 兆円 " 40 万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の前々事業年度における有価証券報告書、事業報告書又は業務及び財産の状況に関する説明書をもって確認する。</li> </ul>
<b>2. 定率会費の改正</b>		
(1) 市場内定率会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場内売買代金にかかる定率会費は、現状のまま変更無し。</li> </ul>	(現状) 単独上場銘柄：万分の1.19 重複上場銘柄：万分の0.01
(2) 市場外定率会費の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場外売買代金にかかる定率会費については、これを廃止する。</li> </ul>	(現状) 万分の1.45 ※特定正会員は、従来から無し。

## II. 施行日

平成25年6月1日より施行します。

ただし、特定正会員の定額会費の額については、当分の間、改正後の規定を適用せず、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とし、資本金の額は、毎月1日現在の現況によるものとします。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 資本金の額が10億円未満の場合        | 13万円   |
| (2) 資本金の額が10億円以上100億円未満の場合 | 15万6千円 |
| (3) 資本金の額が100億円以上の場合       | 19万5千円 |

以上

# 「定額会費の額」等の一部改正について

## 目 次

(ページ)

1. 定額会費の額の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 定率会費の算出基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表…………… 4

定額会費の額の一部改正新旧対照表

新	旧										
(削る)	<p><u>1 定款第 1 5 条第 2 項の規定に基づく定額会費の額（月額）は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 正会員</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>資本金の額が 1 0 億円未満の場合 1 3 万円</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>〃 1 0 億円以上 1 0 0 億円未満の場合 1 5 万 6 千円</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>〃 1 0 0 億円以上の場合 1 9 万 5 千円</u></p> <p><u>(2) 特別会員 4 万円</u></p>										
(削る)	<p><u>2 前項の資本金の額は、毎月 1 日現在の現況によるものとする。</u></p>										
(目的)											
<u>第 1 条 定款第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、定額会費の算出に関し必要な事項を定める。</u>	(新設)										
(定額会費の額)											
<u>第 2 条 定額会費の額（月額）は、次のとおりとする。</u>	(新設)										
<u>(1) 正会員 基本割額、資本金割額及び事業年度受託売買代金割額との合計額</u>											
<p><u>a 基本割額 2 5 万円</u></p> <p><u>ただし、特定正会員は 1 0 0 分の 5 0 を乗じた額とする。</u></p>											
<u>b 資本金割額</u>											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 30%;"><u>資本金区分</u></th> <th style="text-align: left; width: 30%;"><u>金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 億円以上 5 0 億円未満の場合</u></td> <td><u>5 万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5 0 億円 〃 1 0 0 億円 〃</u></td> <td><u>1 0 万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>1 0 0 億円 〃 5 0 0 億円 〃</u></td> <td><u>1 5 万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5 0 0 億円 〃</u></td> <td><u>2 0 万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>資本金区分</u>	<u>金額</u>	<u>1 億円以上 5 0 億円未満の場合</u>	<u>5 万円</u>	<u>5 0 億円 〃 1 0 0 億円 〃</u>	<u>1 0 万円</u>	<u>1 0 0 億円 〃 5 0 0 億円 〃</u>	<u>1 5 万円</u>	<u>5 0 0 億円 〃</u>	<u>2 0 万円</u>	
<u>資本金区分</u>	<u>金額</u>										
<u>1 億円以上 5 0 億円未満の場合</u>	<u>5 万円</u>										
<u>5 0 億円 〃 1 0 0 億円 〃</u>	<u>1 0 万円</u>										
<u>1 0 0 億円 〃 5 0 0 億円 〃</u>	<u>1 5 万円</u>										
<u>5 0 0 億円 〃</u>	<u>2 0 万円</u>										

新	旧																		
<p><u>c 事業年度受託売買代金割額</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 70%;"><u>事業年度受託売買代金区分</u></th> <th style="text-align: right;"><u>金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>300億円未満の場合</u></td> <td style="text-align: right;"><u>5万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>300億円以上 5兆円未満の場合</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5兆円 〃 10兆円 〃</u></td> <td style="text-align: right;"><u>15万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>10兆円 〃 15兆円 〃</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>15兆円 〃 20兆円 〃</u></td> <td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>20兆円 〃</u></td> <td style="text-align: right;"><u>40万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 特別会員 基本割額と資本金割額との合計額</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;"><u>a 基本割額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>12.5万円</u></td> </tr> <tr> <td><u>b 資本金割額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2.5万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(日割計算)</u></p> <p><u>第3条 会員の加入日又は脱退日の属する月の定額会費の額は、日割をもって計算する。</u></p> <p><u>(算出の時期)</u></p> <p><u>第4条 第2条の規定による定額会費の算出は、毎年1回、4月に行う。ただし、同条第1項第1号aに定める基本割額の区分は、毎月1日現在の現況によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号bに定める資本金割額の区分に変更が生じる場合には、前項に定める月以外に定額会費の算出を行うことができる。</u></p>	<u>事業年度受託売買代金区分</u>	<u>金額</u>	<u>300億円未満の場合</u>	<u>5万円</u>	<u>300億円以上 5兆円未満の場合</u>	<u>10万円</u>	<u>5兆円 〃 10兆円 〃</u>	<u>15万円</u>	<u>10兆円 〃 15兆円 〃</u>	<u>20万円</u>	<u>15兆円 〃 20兆円 〃</u>	<u>30万円</u>	<u>20兆円 〃</u>	<u>40万円</u>	<u>a 基本割額</u>	<u>12.5万円</u>	<u>b 資本金割額</u>	<u>2.5万円</u>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<u>事業年度受託売買代金区分</u>	<u>金額</u>																		
<u>300億円未満の場合</u>	<u>5万円</u>																		
<u>300億円以上 5兆円未満の場合</u>	<u>10万円</u>																		
<u>5兆円 〃 10兆円 〃</u>	<u>15万円</u>																		
<u>10兆円 〃 15兆円 〃</u>	<u>20万円</u>																		
<u>15兆円 〃 20兆円 〃</u>	<u>30万円</u>																		
<u>20兆円 〃</u>	<u>40万円</u>																		
<u>a 基本割額</u>	<u>12.5万円</u>																		
<u>b 資本金割額</u>	<u>2.5万円</u>																		

新	旧
<p><u>(算出の資料)</u></p> <p><u>第5条 第2条第1項の規定による定額会費の算出は、会員の前々事業年度における有価証券報告書、事業報告書又は業務及び財産の状況に関する説明書の有価証券の売買の状況により行う。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる資料による定額会費の算出が困難な場合又は本所が適当でないとする場合には、本所は、その他の資料をもって、定額会費の算出を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成25年6月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条第1項第1号の規定は、特定正会員の定額会費の額（月割）について、当分の間、原則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とし、資本金の額は、毎月1日現在の現況によるものとする。</p> <p>(1) 資本金の額が10億円未満の場合 13万円</p> <p>(2) 資本金の額が10億円以上100億円未満の場合 15万6千円</p> <p>(3) 資本金の額が100億円以上の場合 19万5千円</p>	<p>(新設)</p>

定率会費の算出基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>定款第 15 条第 3 項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>正会員</p>			<p>定款第 15 条第 3 項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>正会員</p>		
上場有価証券の区分	算出基準	徴収標準率	上場有価証券の区分	算出基準	徴収標準率
株券（優先株を含む。）及び新株予約権証券	売買代金	<p>市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の 1.19</p> <p>立会外取引の市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の 1.19（削る）</p>	株券（優先株を含む。）及び新株予約権証券	売買代金	<p>市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の 1.19</p> <p>立会外取引の市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の 1.19</p> <p><u>上場銘柄の市場外売買における売付代金及び買付代金の合計額の</u> <u>万分の 1.45</u></p>
(略)			(略)		
(略)			(略)		
証券投資信託の受益証券	売買代金	<p>市場内売買における売付代金及び買付代金の合計額の万分の 0.12</p>	証券投資信託の受益証券	売買代金	<p>市場内売買<u>及び市場外売買</u>における売付代金及び買付代金の合計額の万分の 0.12</p>
付 則					
この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。					